

# 第142回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

## 場所

京都市下京区中堂寺栗田町93  
京都リサーチパーク  
西地区4号館2階 ルーム1



—— 未来を預かる、未来を運ぶ ——

株式会社 **中央倉庫**

(証券コード 9319)

## 目次

第142回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	6
添付書類 事業報告……………	20
連結計算書類……………	48
計算書類……………	50
監査報告書……………	52
株主総会会場ご案内図……………	裏表紙

## 議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件
第6号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡 制限付株式の割当てのための報酬決定の件

(証券コード 9319)  
2022年6月3日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地  
**株式会社 中央倉庫**  
代表取締役社長執行役員 木村正和

## 第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況にご注意いただき、事前の議決権行使（書面またはインターネット等の電磁的方法による議決権行使）をご検討願います。

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93  
京都市リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1  
※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- (1) 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以上

~~~~~  
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表」ならびに「計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuosoko.co.jp/ir/>) に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuosoko.co.jp/ir/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 当社第142回定時株主総会における 事前の議決権行使のお願いと新型コロナウイルスの感染防止への対応について

当社第142回定時株主総会は新型コロナウイルスの感染防止措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。本株主総会につきましては議決権行使書のご返送、または、インターネット等の電磁的方法による事前の議決権行使ができますので、あわせてご検討ください。なお、株主総会当日の新型コロナウイルスの感染防止対応につき、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

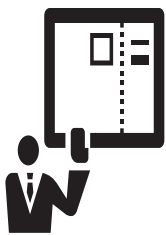
＜株主総会当日の当社の対応と株主の皆様へのお願い＞

- ・役員および運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様は、マスクのご着用、会場受付前に設置したアルコール消毒液での手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・本株主総会におきましては、感染防止のため会場に入場できる株主様の人数を制限させていただく場合があります。
- ・本株主総会後に「経営説明会」を開催する予定をしておりますが、開催日直前の新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、中止させていただく場合がございます。

なお、「経営説明会」を中止する場合は、2022年6月17日（金）までにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chuosoko.co.jp/ir/>）に掲載し、お知らせいたします。

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、やむなく会場または開始時刻が変更になる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chuosoko.co.jp/ir/>）に掲載し、お知らせいたします。





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月24日（金曜日）<br/>午前10時（受付開始：午前9時）</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月23日（木曜日）<br/>午後5時00分到着分まで</p> |  <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月23日（木曜日）<br/>午後5時00分入力完了分まで</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1・2・4・5・6号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

**第3号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

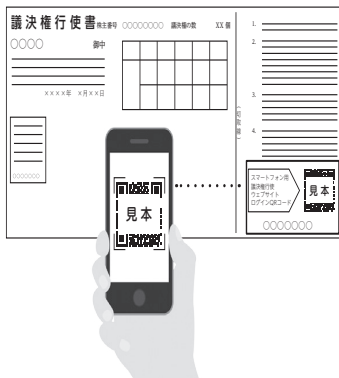
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

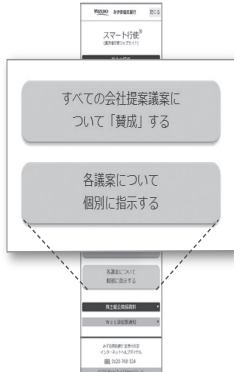
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



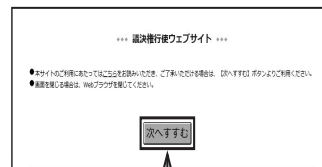
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

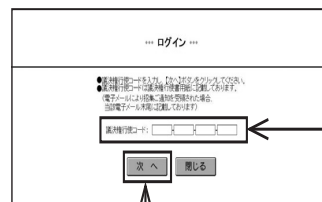
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

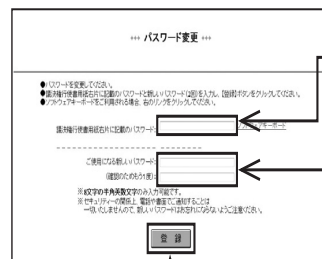
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。このような配当方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき14円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として10円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき24円となり、前期実績に比べ1円50銭の増配となります。また、当期の配当性向は33.7%（連結ベース）となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金14円 総額265,613,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに</u></p> |



|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> | <p style="text-align: center;"><u>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、2023年3月以降の株主総会から電子提供制度が適用されることとなります。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役 湯浅康平、木村正和、谷奥秀実、田口忠夫、西山忠彦、安達義二郎の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

#### ・取締役候補者の選任にあたっての方針と手続

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性やスキル等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外役員候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案を指名・報酬・ガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   |                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                    | 湯浅康平<br>(1943年4月29日生)<br><br>【再任】 | 1967年3月 当社入社<br>1994年6月 当社取締役<br>2002年6月 当社常務取締役<br>2004年6月 当社代表取締役社長<br>2017年6月 当社代表取締役会長（現在）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>中倉陸運株式会社 代表取締役会長<br>中央倉庫ワークス株式会社 代表取締役会長                              | 所有する当社の株式の数<br>64,200 株<br><br>取締役会への出席状況<br>14 / 14 回<br><br>在任年数<br>28 年 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役会長として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き取締役会長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに倉庫業界の今後の更なる発展にも活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                            |
| 候補者番号                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   |                                                                            |
| 2                                                                                                                                                                    | 木村正和<br>(1957年2月3日生)<br><br>【再任】  | 1980年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社<br>2006年9月 同社信濃橋支社長<br>2010年5月 当社入社<br>2010年6月 当社取締役<br>2011年6月 当社営業統括本部副本部長<br>2013年6月 当社常務取締役営業統括本部長<br>2017年6月 当社代表取締役社長<br>2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現在） | 所有する当社の株式の数<br>21,400 株<br><br>取締役会への出席状況<br>14 / 14 回<br><br>在任年数<br>12 年 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役社長執行役員として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。</p>           |                                   |                                                                                                                                                                                       |                                                                            |

| 候補者番号                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 3                                                                                                                                                              | 谷 奥 秀 美<br>(1961年3月24日生)<br>【再任】 | 1983年4月 当社入社<br>2014年4月 当社営業統括本部営業企画部長<br>2014年11月 当社経営企画室長<br>2015年4月 当社国際貨物第2部長<br>2015年6月 当社取締役<br>2016年4月 当社営業統括本部副本部長兼京都支店長<br>2017年6月 当社常務取締役営業統括本部長<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長<br>2021年4月 当社取締役常務執行役員<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員企画管理本部長（現在）<br>【重要な兼職の状況】<br>中央倉庫ワークス株式会社 代表取締役社長 | 所有する当社の株式の数<br>10,800株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>在任年数<br>7年 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き企画管理本部長として中期経営計画の推進や管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                              |

| 候補者番号                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    |                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 4                                                                                                                                                                  | 田 口 忠 夫<br>(1958年2月7日生)<br>【再任】 | 1980年4月 当社入社<br>2007年7月 当社東京支店長<br>2013年2月 当社滋賀支店長<br>2017年4月 当社営業統括本部営業部長<br>2017年6月 当社取締役<br>2020年6月 当社上席執行役員営業統括本部営業部長<br>2021年4月 当社常務執行役員営業統括本部長<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長（現在） | 所有する当社の株式の数<br>10,300株<br>取締役会への出席状況<br>10/10回<br>在任年数<br>4年 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。 |                                 |                                                                                                                                                                                        |                                                              |

| 候補者番号                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 5                                                                                                                                                                 | 安達 義二郎<br>(1958年2月25日生)<br><br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 1981年4月 安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社<br>2002年4月 みずほアセット信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長<br>2003年3月 みずほ信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理<br>2004年4月 同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長<br>2005年7月 同社事務統括副部長<br>2006年6月 同社事務統括部長<br>2008年4月 同社執行役員業務統括部長<br>2009年4月 同社執行役員法人業務部長<br>2010年4月 同社常務執行役員<br>2012年4月 みずほ信不動産販売株式会社（現みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長<br>2014年4月 平成ビルディング株式会社取締役社長<br>2021年6月 当社社外取締役（現在） | 所有する当社の株式の数<br>100株<br><br>取締役会への出席状況<br>10/10回<br><br>在任年数<br>1年 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br/>                     経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を有しておられ、これらの経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者としております。</p> |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                     |                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                               | 吉松 裕子<br>(1972年5月10日生)<br><br>【新任】<br>【社外】<br>【独立】 | 2008年12月 弁護士登録<br>2008年12月 えびす法律事務所入所<br>2011年4月 京都成蹊法律事務所入所（現在）<br>2015年6月 当社社外監査役（現在） | 所有する当社の株式の数<br>3,400株<br><br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br><br>在任年数<br>7年 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br/>                     これまで企業法務の専門家として、当社の社外監査役として十分な役割を果たしてこられました。今後は、監査役としての経験を活かしつつ、高い見識と多様性の観点から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありません。</p> |                                                    |                                                                                         |                                                                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者吉松裕子氏は新任の候補者であります。
3. 安達義二郎氏および吉松裕子氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 候補者吉松裕子氏は社外監査役として2021年度開催の取締役会14回全てに出席いたしました。表中の在任年数は社外監査役としての在任期間（7年）を記載しております。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ・当社は安達義二郎氏および吉松裕子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、安達義二郎氏の再任および吉松裕子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### ご参考

##### ・独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④当社の大株主またはその業務執行者
- ⑤最近3年間において①から④のいずれかに該当していた者
- ⑥次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
  - a. ①から⑤までに掲げる者
  - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
  - c. 最近3年間において、bまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の2%以上となる者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
4. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

**第4号議案 監査役1名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査役 吉松裕子氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                    | 略歴、地位および重要な兼職の状況          |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| ひとみひろし<br>人見浩司<br>(1960年11月27日生)<br><br>【新任】<br>【社外】<br>【独立】                                                    | 1985年4月 株式会社京都銀行入社        | 所有する当社の株式の数<br><br>0株 |
|                                                                                                                 | 2003年6月 同社修学院支店長          |                       |
|                                                                                                                 | 2005年5月 同社大阪中央支店長         |                       |
|                                                                                                                 | 2009年6月 同社本店営業部第一部長       |                       |
|                                                                                                                 | 2012年6月 同社取締役(総合企画部長委嘱)   |                       |
|                                                                                                                 | 2014年6月 同社取締役(本店営業部長委嘱)   |                       |
|                                                                                                                 | 2015年6月 同社常務取締役(本店営業部長委嘱) |                       |
|                                                                                                                 | 2016年6月 同社常務取締役           |                       |
|                                                                                                                 | 2017年6月 同社専務取締役           |                       |
|                                                                                                                 | 2020年6月 同社代表取締役・専務取締役     |                       |
| 2021年6月 京友商事株式会社代表取締役会長(現在)                                                                                     |                           |                       |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>経歴を通じて培った経営の専門家としての経験と実績および見識を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。 |                           |                       |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 人見浩司氏は新任の社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
 当社は人見浩司氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。人見浩司氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役・監査役が備える専門性・経験は次のとおりであります。

|                 | 属性                   | 企業経営・<br>サステナビリティ | 経営戦略・<br>事業戦略・<br>デジタル戦略 | 営業戦略・<br>業界知見・<br>海外ビジネス | 財務会計・<br>人事 | ガバナンス・<br>コンプライアンス・<br>リスクマネジメント |
|-----------------|----------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|----------------------------------|
| 湯浅 康平           |                      | ○                 | ○                        |                          |             | ○                                |
| 木村 正和           |                      | ○                 | ○                        | ○                        |             | ○                                |
| 谷奥 秀実           |                      |                   | ○                        | ○                        | ○           |                                  |
| 田口 忠夫           |                      |                   | ○                        | ○                        |             |                                  |
| 安達 義二郎          | 【社外】<br>【独立】         | ○                 |                          |                          | ○           | ○                                |
| 吉松 裕子           | 【社外】<br>【独立】<br>【女性】 |                   |                          |                          |             | ○                                |
| (以下4名は監査役であります) |                      |                   |                          |                          |             |                                  |
| 中村 秀磨           |                      |                   |                          |                          | ○           | ○                                |
| 岡 一之            |                      |                   |                          |                          |             | ○                                |
| 藤本 真人           | 【社外】<br>【独立】         |                   |                          |                          | ○           | ○                                |
| 人見 浩司           | 【社外】<br>【独立】         |                   |                          |                          |             | ○                                |

(注) 【社外】は社外役員、【独立】は東京証券取引所届出独立役員であります。



### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                    | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                      |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| さとう かず なり<br>佐藤 一成<br>(1961年10月1日生)                                                                             | 1985年4月 安田倉庫株式会社入社<br>2007年7月 同社営業開発部長<br>2011年6月 同社芝浦営業所長<br>2012年6月 同社取締役<br>2015年6月 同社常務取締役<br>2020年6月 同社取締役常務執行役員 | 所有する当社の株式の数<br>0株 |
| <p>【補欠社外監査役候補者とした理由】</p> <p>経歴を通じて培った経験と実績および見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。</p> |                                                                                                                       |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤一成氏は、補欠の社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める独立役員としての要件を備えております。同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 佐藤一成氏は、2022年6月10日付けで株式会社安田エステートサービスの代表取締役社長に就任予定であります。
4. 佐藤一成氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。佐藤一成氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第6号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件  
当社の取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第137回定時株主総会において、年額160百万円以内（うち社外取締役分15百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をこれまで以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるための報酬制度を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額16百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合の0.07%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告33頁に記載のとおりであります。本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本制度は当該方針の主旨に沿うものであります。なお、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当該方針を一部変更することを予定しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合も取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、対象の取締役は4名となります。

## 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、上記の譲渡制限付株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を、当社の執行役員（当社取締役を兼務しない執行役員）に対しても導入する予定です。

以 上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症拡大や、個人消費の低迷の影響が残るものの、全体では徐々に持ち直しの動きとなりました。しかし、世界経済では、期前半では世界の生産と貿易が回復した一方で、期後半は国際海上コンテナ輸送の逼迫に加えて、半導体供給不足、資源価格の高騰などの影響により回復のペースは停滞しました。また、期終盤にはウクライナ情勢等を起因とするエネルギーや原材料価格等の高騰による影響が広がるなど、先行き不透明な状況となりました。

物流業界におきましても、国内の生産活動等の持ち直しの影響から取扱貨物量は回復傾向にあり、輸出入貨物量も増加が続きましたが、海上輸送料金の高騰による国際物流の混乱や電子部品供給不足などに起因する生産調整による物流量の減少、燃料価格の大幅な上昇が続くなど、依然として厳しい状況が続いています。

このような事業環境のもと、当社グループは第6次中期経営計画「CHANGE! to 2021」の最終年度として具体的取組みを着実に実行に移し、業界を取り巻く時代の流れに遅れることのないよう、「CHANGE（意識・知識・組織）」の考え方の組織浸透と実践に直向きに取り組んでまいりました。また、変化が加速する顧客ニーズに的確に対応できる営業体制の構築の一つとして、九州地区への足掛かりとする福岡事務所を2021年6月に開設いたしました。加えて、汎用業務の集約を目的とした事務センター開設を推進・拡大するなど業務の効率化への取組みを進め業務品質のさらなる向上を目指すとともに、財務・人事システム及び通関業務のシステムのパッケージ化など業務の見直しを図り、併せて会議等のペーパーレス化やweb化を図るなど、効率化・省力化にも努めました。また、京都梅小路地区資産有効活用計画については、当社として初めての本格的な不動産賃貸事業となる宿泊施設の建築をおこない、2022年3月1日より賃貸を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は23,931百万円（前期比7.7%減）、営業利益は1,866百万円（前期比7.8%増）、経常利益は2,080百万円（前期比8.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,352百万円（前期比3.4%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴い、当連結会計年度の営業収益及び営業原価がそれぞれ4,923百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に影響はありません。当該基準を適用しなかった場合の営業収益は28,854百万円（前期比11.3%増）であります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 倉庫業

倉庫業におきましては、期中平均の保管残高は前期に比し減少しましたが、既存荷主への営業拡大により自社倉庫及び再委託先も含めた入出庫高及び貨物回転率は増加しました。また、料金改定や貨物構成の見直しに取組みました。これらの結果、倉庫業の営業収益は6,661百万円と前期6,498百万円に比し2.5%の増加となりました。

(イ) 入出庫および保管残高

| 区分 \ 期間            |         | 前 期<br>(2020年4月1日～2021年3月31日) |                               | 当 期<br>(2021年4月1日～2022年3月31日) |                               |
|--------------------|---------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                           | 数 量                           | 金 額                           |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,121,999トン<br>(93,500)       | 363,364,780千円<br>(30,280,398) | 1,213,681トン<br>(101,140)      | 376,740,696千円<br>(31,395,058) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,131,737トン<br>(94,311)       | 362,061,116千円<br>(30,171,760) | 1,208,002トン<br>(100,667)      | 375,271,277千円<br>(31,272,606) |
| 保管残高               | 期 末     | 224,522トン                     | 83,066,356千円                  | 230,201トン                     | 84,535,775千円                  |
|                    | 月 末 平 均 | 232,387トン                     | 86,825,350千円                  | 226,846トン                     | 83,526,873千円                  |

(ご参考) 再委託先を含めた入出庫および保管残高

| 区分 \ 期間            |         | 前 期<br>(2020年4月1日～2021年3月31日) |                               | 当 期<br>(2021年4月1日～2022年3月31日) |                               |
|--------------------|---------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                           | 数 量                           | 金 額                           |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,373,497トン<br>(114,458)      | 419,423,084千円<br>(34,951,924) | 1,489,265トン<br>(124,105)      | 427,941,066千円<br>(35,661,756) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,383,348トン<br>(115,279)      | 420,188,545千円<br>(35,015,712) | 1,481,235トン<br>(123,436)      | 425,624,856千円<br>(35,468,738) |
| 保管残高               | 期 末     | 272,834トン                     | 91,669,980千円                  | 280,864トン                     | 93,986,190千円                  |
|                    | 月 末 平 均 | 285,283トン                     | 98,691,217千円                  | 272,927トン                     | 91,863,260千円                  |

(注) 再委託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

## (ロ) 貨物回転率 (月平均)

| 区分  | 期間 | 前 期<br>(2020年4月1日~2021年3月31日) | 当 期<br>(2021年4月1日~2022年3月31日) |
|-----|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 数 量 |    | 40.4% (40.3%)                 | 44.5% (45.3%)                 |
| 金 額 |    | 34.8% (35.4%)                 | 37.5% (38.7%)                 |

(注) ( ) 内は再委託先を含む数値であります。

## (ハ) 倉庫業所管面積

| 区 分     | 前 期 末<br>(2021年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2022年3月31日現在) | 前 期 比 増 減        |
|---------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 所 管 面 積 | 263,643㎡<br>(79,752坪)   | 262,990㎡<br>(79,554坪)   | △653㎡<br>(△198坪) |

(注) 所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

| 区 分     | 前 期 末<br>(2021年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2022年3月31日現在) | 前 期 比 増 減          |
|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------|
| 貸 庫 面 積 | 28,743㎡<br>(8,695坪)     | 26,478㎡<br>(8,010坪)     | △2,265㎡<br>(△685坪) |

(注) 貸庫面積は物流賃貸面積であります。

## ② 運送業

運送業におきましては、国内の輸送貨物及び保管貨物の荷動きの回復に加え、新規取扱拡大もあり取扱数量は増加し、通期で2,034千トンと前期に比し5.9%の増加となりました。これらの結果、運送業の営業収益は13,052百万円と前期12,427百万円に比し5.0%の増加となりました。

## 運送取扱数量

| 区 分                  | 前 期<br>(2020年4月1日~2021年3月31日) | 当 期<br>(2021年4月1日~2022年3月31日) |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 ) | 1,921,837トン<br>(160,153)      | 2,034,328トン<br>(169,527)      |

### ③ 国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、通関業の取扱数量は、国内及び海外の経済活動の持ち直し等から輸出入ともに増加し、621千トンと前期に比し18.3%の増加となりました。また、梱包業の取扱数量については、海外市況の回復等の影響から、98千m<sup>3</sup>と前期に比し17.7%の増加となりました。しかし、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、一部の取引の収益を純額で認識することとなったことにより営業収益にマイナスの影響を受けました。これらの結果、国際貨物取扱業の営業収益は4,217百万円と前期7,001百万円に比し39.8%の減少となりました。

#### (イ) 通関業取扱数量

| 区 分                     | 前 期<br>(2020年4月1日～2021年3月31日) | 当 期<br>(2021年4月1日～2022年3月31日) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 輸入取扱数量<br>(月平均)         | 467,277トン<br>(38,940)         | 555,642トン<br>(46,304)         |
| 輸出取扱数量<br>(月平均)         | 58,589トン<br>(4,882)           | 66,354トン<br>(5,530)           |
| 輸出入取扱数量<br>合 計<br>(月平均) | 525,866トン<br>(43,822)         | 621,996トン<br>(51,833)         |

#### (ロ) 梱包業取扱数量

| 区 分           | 前 期<br>(2020年4月1日～2021年3月31日)   | 当 期<br>(2021年4月1日～2022年3月31日)   |
|---------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 取扱数量<br>(月平均) | 83,419m <sup>3</sup><br>(6,952) | 98,145m <sup>3</sup><br>(8,179) |

#### 企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

(単位 金額：百万円、比率：%)

| 区分      | 前 期<br>(2020年4月1日～2021年3月31日) |       |                | 当 期<br>(2021年4月1日～2022年3月31日) |       |                |
|---------|-------------------------------|-------|----------------|-------------------------------|-------|----------------|
|         | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額<br>増 減 | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額<br>増 減 |
| 倉 庫 業   | 6,498                         | 25.1  | 86             | 6,661                         | 27.8  | 163            |
| 運 送 業   | 12,427                        | 47.9  | △269           | 13,052                        | 54.6  | 625            |
| 国際貨物取扱業 | 7,001                         | 27.0  | △365           | 4,217                         | 17.6  | △2,784         |
| 計       | 25,927                        | 100.0 | △547           | 23,931                        | 100.0 | △1,996         |



## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,521百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度において完成した主要設備
  - ・当社 本社・梅小路 宿泊施設建築工事 (不動産賃貸業)
  - 不動産賃貸施設の新設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設
  - ・当社 大津営業所(仮称)新築工事 (倉庫業・運送業)
  - 倉庫設備の新設

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済では、各国の感染予防対策の影響に加え、米中間の貿易摩擦、ウクライナ情勢等を起因とするエネルギーや原材料価格等の高騰が続くなど景気の下押しリスクがあり、日本国内でも新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、国際情勢を受け原油価格の高騰や原材料価格の上昇などの影響等引き続き厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社は、以下を重点課題と捉え、当社を取り巻く経営環境が変化したことに鑑み、グループ経営中長期ビジョンを見直すとともに、対象期間を2022年度から2024年度までの3カ年とする第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」を策定いたしました。

### < 対処すべき重点課題 >

- ・世界情勢の変化が業績に大きな影響を与える社会環境に
  - 燃料費の高騰や取引先の生産計画の見直しに対する適切な対応が必要
- ・感染症拡大、新規事業拡大に伴い、新たなリスク要因が増加
  - 考えられるリスクを想定し、的確な対応策を整える必要
- ・顧客が物流に求める内容の変化と水準の高度化
  - 業界に精通した安定した物流システムの提案等高度な専門性が求められる
- ・従業員や採用人材の価値観が多様化
  - 強く重視されるようになった「働き甲斐」「働き易い職場環境」へ対処
- ・サステナビリティやSDGsへの対応が企業が判断される重要な要素に
  - 社会との共存を強く意識した具体的な行動が必要
- ・デジタル技術の活用水準が企業の競争力に強く関連する
  - データの整備・集中化とシステムによる効率化の推進
- ・経営判断において、より高度なガバナンスの視点が求められる
  - 取締役会の活性化、高度な社内規範の構築
- ・東京証券取引所プライム市場の上場維持基準適合の達成を図る必要あり
  - 新たな資本政策の徹底、IR活動の積極的展開

## ◆グループ経営新中長期ビジョンと第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」

### < グループ経営新中長期ビジョン >

- ◇進化する物流ニーズを創造できる企業
- ◇多様な人材がその能力を最大限に発揮できる企業
- ◇高い業務品質によってお客様に信頼される企業
- ◇主体的にサステナビリティの推進に取り組む企業
- ◇健全な財務バランスを有し積極経営のできる企業

当社は、創立100周年を迎える2027年度に向けて、従業員それぞれが「自らが変化することの価値」を共有する企業として、様々な課題に取り組み、ビジョンの実現を目指してまいります。

### < 第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」 >

- I 新分野へ積極的に挑戦し、グループとして成長を遂げる企業
- II 無形資産・人的資産への投資を通じ、イノベーションを育む企業
- III 多様な価値観を尊重し、皆が高いパフォーマンスを発揮できる企業
- IV デジタル技術の活用を図り、高い業務品質と生産効率を実現させる企業
- V サステナビリティの基本方針を組織に浸透させ、施策に真摯に取り組む企業
- VI 積極的な投資と強い財務体質をバランスさせ、健全経営を継続させる企業
- VII プライム市場の企業として期待される企業
- VIII 上記施策展開を可能とするガバナンスの充実

を目指し、これらの戦略基本方針にもとづき具体的取組みを推進してまいります。

当社は2022年4月4日より、東京証券取引所の新市場区分であるプライム市場に移行し、上場維持基準を超える水準を維持するため、これまで以上に様々なステークホルダーの皆さまの期待に応えていく必要があります。

当社は、企業理念「誠実」「進歩」「挑戦」とコーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、グループ経営新中長期ビジョンの実現に向け、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のため、当社を取り巻く様々な課題に果敢に挑戦してまいります。

第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」では、前中期経営計画のキーワード「CHANGE!」の考えをさらに推し進め、自ら能動的に行動する「自身にTRY!」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY!」、社会に応える・つなげる「社会へTRY!」、この3つのTRY!に取り組むことで、全社一丸となって収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。

定量目標につきましては、2024年度の連結営業収益29,000百万円、連結営業利益2,440百万円、連結経常利益2,720百万円、経営上重視する指標としてROIC（投下資本利益率）5.0%の達成を目指してまいります。

$$\text{※ROIC} = (\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{配当}) \div (\text{純資産} + \text{有利子負債})$$

●プライム市場の上場維持基準適合に向けて

当社は2022年4月4日より、プライム市場に移行いたしました。しかしながら、プライム市場上場維持基準である「1日平均売買代金0.2億円以上」の基準を充たしておりません。当社は2025年3月期までを計画期間と定め、上場維持基準を充たすために各種取組みを進めてまいります。

具体的には、当該課題に対処するために、①政策保有株式の持ち合い解消等を進めて流通株式の流動性を向上させること、②IR等を通じた知名度向上策の実施や株主・投資家の皆さまとの対話の機会を充実させること、③配当政策を見直し、株主の皆さまの期待に応える株主利益還元策を実施すること、④第7次中期経営計画の営業目標数値を達成すべく積極経営をおこなうことにより、上場維持基準の適合を目指してまいります。

## 《ご参考》

### ＜ コーポレートガバナンス ＞

#### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、倉庫業を核として経済活動に不可欠な公共性の高い総合物流事業を営んでおります。その事業の性格から中長期的な観点により、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めております。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践し、当社、投資家ひいては経済全体の発展にも貢献することを目指しております。そのためのコーポレートガバナンスに関する当社の基本方針は、次に掲げるとおりです。

- ①株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③当社の財務情報や非財務情報について、適時・適切に主体的に開示を行い、透明性を確保します。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図ります。
- ⑤当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行います。

#### 2. 社外役員の役割と機能

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、また、高度な経営の監督を図るべく、役割・責任を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上かつ3分の1以上選任しております。また、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、その委員長には社外取締役が互選で就任し、定期的な会合をおこない客観的な立場にもとづく情報交換・認識共有を図り、当社コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

同委員会においては、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針、経営陣幹部の選解任および取締役の選任ならびに報酬を決定するに当たっての方針と手続等を始め、株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに規定される各原則に係る基本的な方針等の審議およびそれらの運営状況の監督の役割と機能を担っております。また、社外役員が夫々の高度専門的分野における見地から経営の意思決定の適正性の確保のため適切な助言をおこなっております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 期別             | 2018年度<br>第139期 | 2019年度<br>第140期 | 2020年度<br>第141期 | 2021年度<br>(当連結会計年度)<br>第142期 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 営業収益                | 26,241          | 26,475          | 25,927          | 23,931                       |
| 経常利益                | 1,736           | 1,793           | 1,921           | 2,080                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 825             | 1,210           | 1,307           | 1,352                        |
| 1株当たり当期純利益          | 43円38銭          | 63円66銭          | 68円90銭          | 71円28銭                       |
| 総資産                 | 47,029          | 48,290          | 50,906          | 53,306                       |
| 純資産                 | 38,673          | 38,659          | 40,617          | 41,249                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容        |
|--------------|----------|---------|----------------|
| 中倉陸運株式会社     | 30,000千円 | 86.0%   | 貨物自動車運送業       |
| 中央倉庫ワークス株式会社 | 20,000千円 | 100.0%  | 倉庫等における荷役等の請負業 |

##### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の2社であります。

当期の当社グループの営業収益は23,931,611千円(前期比7.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,352,291千円(前期比3.4%増)であります。

(6) 主要な事業内容

倉庫業：倉庫業・賃貸業

運送業：貨物利用運送業・貨物自動車運送業

国際貨物取扱業：梱包業・通関業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社

京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京都支店 (京都市下京区)

滋賀支店 (滋賀県栗東市)

大阪支店 (大阪府茨木市)

東京支店 (埼玉県加須市)

名古屋支店 (愛知県小牧市)

北陸支店 (石川県金沢市)

岡山支店 (岡山県倉敷市)

営業所

梅小路営業所 (京都市下京区)

城南営業所 (京都市伏見区)

京都PDセンター (京都府久世郡)

ビジネスサポート京都店 (京都市中京区)

保険課 (京都市下京区)

滋賀PDセンター (滋賀県栗東市)

湖東PDセンター (滋賀県蒲生郡)

大阪営業所 (大阪府茨木市)

大阪国際貨物営業所 (大阪市中央区)

ビジネスサポート大阪店 (大阪府茨木市)

埼玉営業所 (埼玉県加須市)

茨城営業所 (茨城県猿島郡)

東京営業所 (東京都江東区)

東京国際貨物営業所 (東京都江東区)

ビジネスサポート東京店 (東京都江東区)

小牧営業所 (愛知県小牧市)

愛岐営業所 (愛知県江南市)

浜松営業所 (静岡県浜松市)

ビジネスサポート浜松出張所 (静岡県浜松市)

金沢営業所 (石川県金沢市)

小松営業所 (石川県小松市)

富山営業所 (富山県射水市)

福井営業所 (福井県福井市)

倉敷営業所 (岡山県倉敷市)

国際梱包事業部

京都PD国際梱包課 (京都府久世郡)

滋賀PD梱包事業所 (滋賀県栗東市)

② 子会社

中倉陸運株式会社

本社 (京都市下京区) 他 13営業所

中央倉庫ワークス株式会社

本社 (京都市下京区) 他 22事業所

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 |
|---------------|------------|-------------|
| 倉 庫 業         | 285名〔146名〕 | 3名          |
| 運 送 業         | 246名〔15名〕  | 6名          |
| 国 際 貨 物 取 扱 業 | 69名〔34名〕   | △1名         |
| 全 社 ( 共 通 )   | 40名〔1名〕    | 2名          |
| 合 計           | 640名〔196名〕 | 10名         |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数   | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 248名〔86名〕 | △6名         | 40歳2ヵ月  | 13年5ヵ月      |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,152百万円 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 947      |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 937      |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行       | 937      |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 19,064,897株 (うち自己株式数92,472株)  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 13,850名  
 (5) 大株主(上位10名)

| 株主名                     | 持株数   | 持株比率  |
|-------------------------|-------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 968千株 | 5.10% |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 860   | 4.53  |
| 株式会社京都銀行                | 850   | 4.48  |
| みずほ信託銀行株式会社             | 840   | 4.43  |
| 株式会社滋賀銀行                | 820   | 4.32  |
| 安田倉庫株式会社                | 800   | 4.21  |
| 日本生命保険相互会社              | 664   | 3.50  |
| 東京海上日動火災保険株式会社          | 551   | 2.90  |
| 戸田建設株式会社                | 545   | 2.87  |
| 京都中央信用金庫                | 515   | 2.71  |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てております。  
 2. 持株比率は自己株式(92,472株)を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 氏名    | 地位および担当            | 重要な兼職の状況                               |
|-------|--------------------|----------------------------------------|
| 湯浅康平  | 代表取締役会長            | 中倉陸運(株) 代表取締役会長<br>中央倉庫ワークス(株) 代表取締役会長 |
| 木村正和  | 代表取締役(社長執行役員)      |                                        |
| 谷奥秀実  | 取締役(常務執行役員企画管理本部長) | 中央倉庫ワークス(株) 代表取締役社長                    |
| 田口忠夫  | 取締役(常務執行役員営業統括本部長) |                                        |
| 西山忠彦  | 取締役                |                                        |
| 安達義二郎 | 取締役                |                                        |
| 中村秀磨  | 監査役(常勤)            |                                        |
| 岡一之   | 監査役                |                                        |
| 藤本真人  | 監査役                | 公認会計士                                  |
| 吉松裕子  | 監査役                | 弁護士                                    |

- (注) 1. 取締役西山忠彦氏および安達義二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤本真人氏および吉松裕子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西山忠彦氏および安達義二郎氏、監査役藤本真人氏および吉松裕子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役藤本真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 取締役谷奥秀実氏は、2022年6月24日付けで常務執行役員企画管理本部長から専務執行役員企画管理本部長に役職が変更となる予定であります。
6. 取締役中村秀磨氏は、2021年6月25日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、同日、監査役(常勤)に就任いたしました。
7. 取締役綱島勉氏は、2021年6月25日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
8. 監査役吉本喜博氏は、2021年6月25日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額までと限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。なお、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会において審議し、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議・決議しております。その概要は、取締役の報酬等は当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の取締役がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬で構成されます。当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経験等により基準額の90%~110%の幅を設け、その範囲内で決定いたします。業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%~130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給いたします。当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えためであります。また、固定報酬の額および業績連動報酬の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、報酬基準額における65%が固定報酬、35%が業績連動報酬とします。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第137回定時株主総会（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名）において取締役の報酬等の額を年額160百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の湯浅康平氏と代表取締役社長執行役員の木村正和氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、決定方針に基づく各取締役の固定報酬（月例報酬）額と業績連動報酬（賞与）額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役が個々の取締役の能力・経験等を把握・理解しており、個々の取締役が意欲的に職責を果たしたことを、より適切に報酬等に反映できるものとするためであります。当社は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て決議された決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何%の範囲内という制限を設け、代表取締役の権限を適切に限定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)      |               | 対象となる役員の員数(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|
|                  |                     | 固定報酬                | 業績連動報酬        |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 125,808<br>(6,000)  | 83,808<br>(6,000)   | 42,000<br>(-) | 8<br>(3)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 19,800<br>(6,000)   | 19,800<br>(6,000)   | -<br>(-)      | 5<br>(2)      |
| 合計総額<br>(うち社外役員) | 145,608<br>(12,000) | 103,608<br>(12,000) | 42,000<br>(-) | 13<br>(5)     |

(注) 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2021年6月25日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び辞任した監査役1名が含まれているためであります。

⑤当該業績連動報酬等の算定に用いる業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

|      | 2020年度実績<br>(百万円) | 2021年度実績<br>(百万円) | 前期比(%) |      | 中期経営計画の当該事業年度の業績目標値比<br>(%) |
|------|-------------------|-------------------|--------|------|-----------------------------|
| 営業収益 | 25,927            | 23,931            | 92.3%  | 営業収益 | 99.7%                       |
| 経常利益 | 1,921             | 2,080             | 108.3% | 営業利益 | 105.5%                      |

(注) 2021年度の営業収益は「収益認識に関する会計基準」等を適用した数値であり、当該基準を適用しなかった場合の営業収益は28,854百万円(前期比111.3%)であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 西山 忠彦

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家および監査・監督の経験・知見を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 安達 義二郎

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

2021年6月25日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年6月25日就任以降の当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会4回全てに出席し、委員長として、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 藤本 真人

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 監査役 吉松 裕子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                                                                        |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額                                                       | 33百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 33百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額                                              | 33百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。
- (b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。
- (c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。
- (d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。
- (e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。

#### ② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。

#### ③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。

#### ④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (a) 取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週1回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。
- (b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。

#### ⑤ 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (a) 当社はグループ経営中長期ビジョンを策定し、それに基づく中期経営計画を策定・推進するとともに、リスク管理・コンプライアンスを含む内部統制体制の構築に努め、また、当社役員が子会社役員を兼務する体制を構築し、子会社経営会議等を通じモニタリングを行う。
- (b) 子会社管理の責任担当者を定め、子会社経営管理規程等に基づき、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、事業の統括的な管理を行う。
- (c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。

- (d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」  
必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。
- ⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」  
上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をする体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
- (a) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。
- (b) 当社子会社の取締役、監査役、使用人から上記(a)に定める事項の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告する。
- (c) 当社及びその子会社は、上記(a)又は(b)に定める報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 「監査役職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ 「その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制」
- (a) 取締役及び使用人の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備するよう努める。
- (b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 法令および定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス基本方針をグループ全体の基本方針として定めており、それに基づく規程としてコンプライアンス規則を制定しております。  
また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業行動規範を定めるとともに、役職員はコンプライアンスカード（企業行動規範）を常時携行しております。加え



て、各研修、会議において、内部監査室によるコンプライアンス研修を実施しております。

また、公益通報の窓口を内部監査室と常勤監査役とし、公益通報制度の実効性を高めております。

加えて、コンプライアンス等の内部統制推進強化を図るため内部統制委員会を四半期に1回開催し、適正性確保に努めております。

#### ② 損失の危険の管理に関する体制

リスク事象報告制度を導入しており、本社、部支店（グループ会社を含む）でリスク事象が発生した場合には、内部監査室への報告を義務付けています。内部監査室ではその分析・重要性の評価を行い、内部統制違反等に対しては、適切に対応する体制を確立しております。また、CSA（Control Self Assessment:統制自己評価）作成要領を定めて、リスクの識別、評価を半期毎に行っております。

#### ③ 効率的な職務執行を確保するための体制

定例取締役会を原則として毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、常務会を原則として毎週1回開催することにより、迅速・果断な意思決定を行っております。

加えて、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

また、中長期的な企業価値に資するため、2022年度から3年間を対象とする第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」を策定しております。

#### ④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社経営管理規程に基づき子会社経営の管理を行っております。当社役職員が子会社役職員を兼務しており、また、役職員は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス基本方針および公益通報制度により、適切に通報する等の体制を構築しております。

#### ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従って監査を実施し、取締役会および常務会等の重要な会議に出席しております。また、会計監査人および内部監査室の事業所監査に立会いを行っております。

加えて、代表取締役、会計監査人、社外取締役および内部監査室と意見交換等の場を定期的に行い、また、取締役の職務執行の状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、当社事業の業務および財務の状況を調査し、取締役の職務執行等を監視しております。

(3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）の概要

I. 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、『誠実』『進歩』『挑戦』の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、創立100周年を迎える2027年度に向けて、従業員それぞれが「自らが変化することの価値」を共有する企業として、様々な課題に取組み、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンの実現を目指してまいります。

- ◇進化する物流ニーズを創造できる企業
- ◇多様な人材がその能力を最大限に発揮できる企業
- ◇高い業務品質によってお客様に信頼される企業
- ◇主体的にサステナビリティの推進に取り組む企業
- ◇健全な財務バランスを有し積極経営のできる企業

このグループ経営中長期ビジョンの実現に向け、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」を以下のとおり策定しております。

(戦略基本方針)

- I 新分野へ積極的に挑戦し、グループとして成長を遂げる企業
- II 無形資産・人的資産への投資を通じ、イノベーションを育む企業
- III 多様な価値観を尊重し、皆が高いパフォーマンスを発揮できる企業
- IV デジタル技術の活用を図り、高い業務品質と生産効率を実現させる企業
- V サステナビリティの基本方針を組織に浸透させ、施策に真摯に取り組む企業
- VI 積極的な投資と強い財務体質をバランスさせ、健全経営を継続させる企業
- VII プライム市場の企業として期待される企業
- VIII 上記施策展開を可能とするガバナンスの充実

を目指し、これらの戦略基本方針にもとづき具体的取組みを推進してまいります。

第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」では、前中期経営計画のキーワード「CHANGE!」の考えをさらに推し進め、自ら能動的に行動する「自身にTRY!」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY!」、社会に応える・つなげる「社会へTRY!」、この3つのTRY!に取り組むことで、確りとした施策展開をおこない、確実に収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。

② コーポレートガバナンスの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しており、当社ホームページに掲載しております(<https://www.chuosoko.co.jp/sustainability/governance/>)。コーポレートガバナンスの取組みとして、株主総会招集通知の発送を開催日の3週間前に発送することやインターネット上において株主総会招集通知の発送前開示を実施する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取り組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営(交通エコロジー・モビリティ財団認証取得)を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として3分の1以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年4月1日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用しております。加えて株主総会開催日における株主総会後の株主向け経営説明会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

### Ⅲ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2021年6月25日開催の第141回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

#### ア. 本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、ならびに②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

#### イ. 本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。

#### ウ. 独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に

変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
- ② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
- ③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
- ④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為
- ⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

## 工. 取締役会による決議

- ① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ. ①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が上記ウ. ⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④ 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤ 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ. 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ. 対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ. 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予

約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとし、

#### ク. 本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第141回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第141回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載する2021年5月13日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください（<https://www.chuosoko.co.jp/news/ir/>）。

#### IV. 特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

#### V. 特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

VI. 特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。

この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。あわせて、業績目標を達成していくことにより増配を実現できるよう努力し、より一層株主様のご期待に応えてまいります。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため買収防衛策を継続いたします。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,682,271</b> | <b>流動負債</b>    | <b>7,899,315</b>  |
| 現金及び預金          | 7,926,026         | 支払手形及び営業未払金    | 1,742,887         |
| 受取手形            | 373,561           | 短期借入金          | 3,080,000         |
| 営業未収入金          | 4,802,613         | 一年内返済予定の長期借入金  | 509,500           |
| 貯蔵品             | 10,919            | リース債務          | 7,948             |
| その他             | 569,331           | 設備関係支払手形       | 835,914           |
| 貸倒引当金           | △181              | 未払法人税等         | 486,751           |
| <b>固定資産</b>     | <b>39,624,220</b> | 賞与引当金          | 309,122           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>29,482,634</b> | 役員賞与引当金        | 44,200            |
| 建物及び構築物         | 16,167,210        | その他            | 882,991           |
| 機械装置及び運搬具       | 604,221           | <b>固定負債</b>    | <b>4,157,411</b>  |
| 土地              | 11,942,569        | 長期借入金          | 1,803,500         |
| リース資産           | 627,728           | リース債務          | 685,074           |
| その他             | 140,905           | 繰延税金負債         | 1,042,889         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>91,501</b>     | 退職給付に係る負債      | 147,476           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,050,084</b> | その他            | 478,471           |
| 投資有価証券          | 9,546,064         | <b>負債合計</b>    | <b>12,056,727</b> |
| 繰延税金資産          | 39,883            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 退職給付に係る資産       | 133,709           | <b>株主資本</b>    | <b>37,441,139</b> |
| その他             | 331,845           | 資本金            | 2,734,294         |
| 貸倒引当金           | △1,419            | 資本剰余金          | 2,263,807         |
| <b>資産合計</b>     | <b>53,306,492</b> | 利益剰余金          | 32,541,728        |
|                 |                   | 自己株式           | △98,691           |
|                 |                   | その他の包括利益累計額    | 3,560,664         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 3,402,295         |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | 9,286             |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額   | 149,083           |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b> | <b>247,960</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>41,249,764</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>53,306,492</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額      | 額          |
|-------------------------------|----------|------------|
| 営 業 収 益                       |          | 23,931,611 |
| 営 業 原 価                       |          | 21,186,574 |
| 営 業 総 利 益                     |          | 2,745,036  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |          | 878,129    |
| 営 業 利 益                       |          | 1,866,907  |
| 営 業 外 収 益                     |          |            |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金         | 206,586  |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 15,260   |            |
| そ の 他                         | 46,881   | 268,727    |
| 営 業 外 費 用                     |          |            |
| 支 払 利 息                       | 47,251   |            |
| そ の 他                         | 7,731    | 54,983     |
| 経 常 利 益                       |          | 2,080,652  |
| 特 別 利 益                       |          |            |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 2,870    |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 125,266  | 128,137    |
| 特 別 損 失                       |          |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 198,228  | 198,228    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |          | 2,010,561  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 791,140  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △148,572 | 642,567    |
| 当 期 純 利 益                     |          | 1,367,993  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |          | 15,701     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |          | 1,352,291  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,264,176</b> | <b>流動負債</b>    | <b>7,819,709</b>  |
| 現金及び預金          | 6,524,370         | 営業未払金          | 2,021,800         |
| 受取手形            | 373,561           | 短期借入金          | 3,070,000         |
| 営業未収入金          | 4,802,640         | 一年内返済予定の長期借入金  | 509,500           |
| 貯蔵品             | 10,919            | リース債務          | 7,259             |
| 前払費用            | 40,042            | 設備関係支払手形       | 835,914           |
| その他             | 512,821           | 未払金            | 483,401           |
| 貸倒引当金           | △180              | 未払費用           | 97,182            |
| <b>固定資産</b>     | <b>38,886,960</b> | 未払法人税等         | 454,584           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>29,028,825</b> | 賞与引当金          | 190,000           |
| 建物              | 15,637,916        | 役員賞与引当金        | 42,000            |
| 構築物             | 495,443           | その他            | 108,068           |
| 機械装置            | 195,927           | <b>固定負債</b>    | <b>4,089,310</b>  |
| 車両運搬具           | 122,865           | 長期借入金          | 1,803,500         |
| 工具、器具及び備品       | 140,850           | リース債務          | 683,349           |
| 土地              | 11,810,287        | 繰延税金負債         | 967,879           |
| リース資産           | 625,533           | 退職給付引当金        | 156,109           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>90,380</b>     | その他            | 478,471           |
| ソフトウェア          | 67,108            | <b>負債合計</b>    | <b>11,909,020</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 990               | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 電話加入権           | 22,281            | <b>株主資本</b>    | <b>35,883,028</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,767,753</b>  | 資本金            | 2,734,294         |
| 投資有価証券          | 9,266,367         | 資本剰余金          | 2,263,807         |
| 関係会社株式          | 265,518           | 資本準備金          | 2,263,807         |
| 関係会社出資金         | 28,251            | <b>利益剰余金</b>   | <b>30,983,618</b> |
| 差入保証金           | 153,365           | 利益準備金          | 442,207           |
| その他             | 55,670            | その他利益剰余金       | 30,541,410        |
| 貸倒引当金           | △1,419            | 圧縮記帳積立金        | 1,402,483         |
| <b>資産合計</b>     | <b>51,151,136</b> | 配当積立金          | 1,031,000         |
|                 |                   | 別途積立金          | 21,410,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 6,697,927         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△98,691</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 3,359,087         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 3,359,087         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>39,242,116</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>51,151,136</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金          | 額          |
|--------------|------------|------------|
| 営業収益         |            |            |
| 保管料          | 4,084,797  |            |
| 荷役料          | 2,147,986  |            |
| 運送料          | 13,052,654 |            |
| 梱包料          | 1,429,935  |            |
| 通関料          | 2,787,784  |            |
| 賃貸料          | 457,441    | 23,960,600 |
| 営業原価         |            | 21,459,218 |
| 営業総利益        |            | 2,501,381  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 832,866    |
| 営業利益         |            | 1,668,515  |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息及び受取配当金  | 214,171    |            |
| その他          | 49,670     | 263,841    |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 46,746     |            |
| その他          | 4,336      | 51,083     |
| 経常利益         |            | 1,881,273  |
| 特別利益         |            |            |
| 投資有価証券売却益    | 125,266    | 125,266    |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除売却損     | 180,607    | 180,607    |
| 税引前当期純利益     |            | 1,825,933  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 719,437    |            |
| 法人税等調整額      | △143,332   | 576,105    |
| 当期純利益        |            | 1,249,827  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木戸脇 美紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木戸脇 美紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 中央倉庫 監査役会

監査役(常勤) 中村 秀 磨 ㊞

監査役 岡 一 之 ㊞

監査役 藤 本 眞 人 ㊞

監査役 吉 松 裕 子 ㊞

(注) 監査役藤本真人及び監査役吉松裕子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

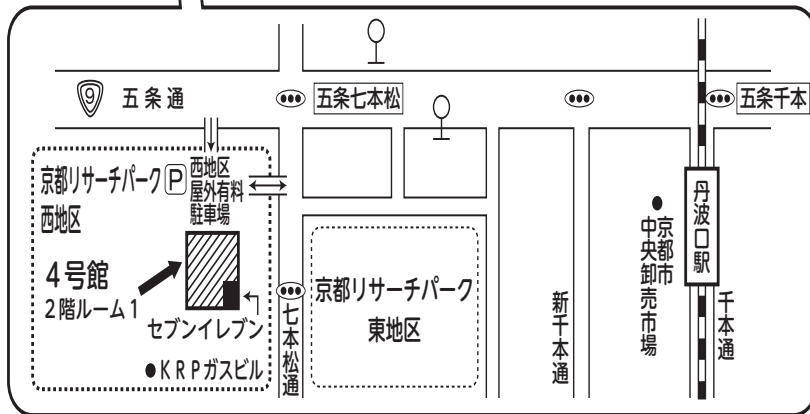
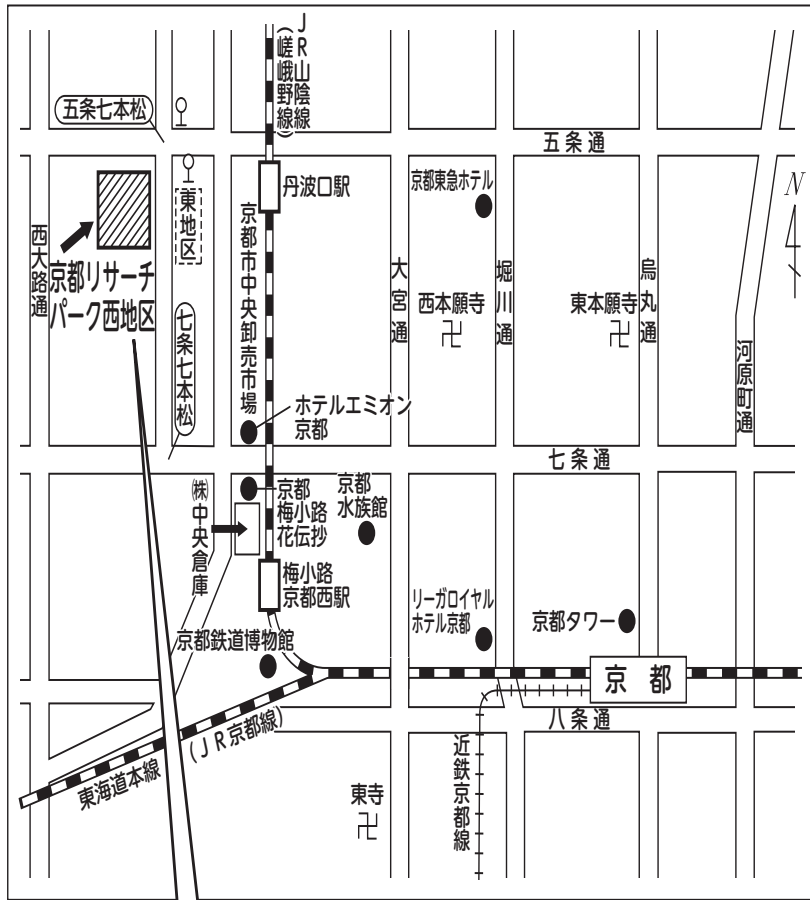
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺栗田町93  
 京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1



- JR京都駅より
  - (1) JR山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩5分
  - (2) タクシーで約10分
  - (3) 市バス乗り場C5  
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）  
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩5分
- JR丹波口駅より 西へ徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。